

教育民生常任委員長報告

令和7年9月26日

今期定例会において、教育民生常任委員会に審査付託となりました議案3件及び請願1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る9月10日に委員会を開催し、議案審査においては、担当部長等の出席を求め、また、請願については、提出者からの趣旨説明とそれに対する質疑を行うとともに所管の担当部長等から意見聴取を行うなど、慎重に審査いたしました。

議案第65号「三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」外2議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第65号の「こども誰でも通園制度」については、子どもの育ちの応援を主な目的に創設された制度である。市民ニーズや地域バランスを考慮し、対象施設の拡大を検討されたい。併せて、この制度の目的に沿った利用となるよう、積極的に周知されたい。

次に、請願第1号「小規模特認校制度について」は、審査の結果、全員一致をもって採択してよいものと決しました。

請願の審査にあたって、教育部からは、「三次市立小中学校のあり方に関する基本方針」は、令和6年度に策定した「三次学びの共創プラン」の実現のため、すべての児童生徒にとって魅力ある学校づくりに向けて取り組んでいくものである。その中で、学びの選択肢の広がりとして、小規模校において学びたい児童生徒など、多様な希望に応じる小規模特認校の導入について検討するとしている。この制度は、学校選択制の1つである特認校制を小規模校で実施するもので、少人数での教育のよさを生かした、きめ細やかな指導や特色ある教育を行うもので、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるものである。市内全域からの就学、転入学を認める学校を1校、令和9年度に開校することとしており、現在、設置場所を含めた制度設計の検討を行っているところである。新たに新築

するという事は考えていないため、既存の学校施設のいずれかに設置をするよう予定している。との説明があり、提出者からは、私たちの要望というのは、この小規模特認校を希望する地域において検討、また設置をお願いしたいというものである。幅広く議論していくとなると、どうしても時間がかかってしまうということもあるため、希望する地域を中心に議論を進めていくというのも一つの方法ではないか。これまでも、小規模特認校にかかる、ある程度の道筋を示してほしいと要望をしてきた。やはり一定程度の判断材料がなければ議論もできない。未だに議論する材料がないという状況が、われわれ当事者を不安にし、混乱させている。ついては、小規模特認校設置を希望する地域において、市行政が積極的に話し合いの場を設け、協議をしていく中で、小規模特認校をどう設置していくのか、早急に概要を明らかにしていただくよう、市民の代表である市議会から市行政に対して働きかけをしていただきたい。との趣旨説明がありました。

採決の結果、本請願は、願意が妥当であることから、全員一致をもって、採択すべきものと決しました。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。